

枚方市交通バリアフリー 道路特定事業計画

樟葉駅周辺地区
枚方市駅・枚方公園駅周辺地区
長尾駅・藤阪駅周辺地区

平成 17 年 12 月

枚 方 市

目 次

1. 道路特定事業計画策定の背景と趣旨	1
2. 道路特定事業計画策定の目的と基本的な考え方	2
(1) 交通バリアフリー法における道路特定事業計画の位置付け	
(2) 計画策定の目的	
(3) 計画対象地区	
(4) 事業計画策定の基本的な考え方	
(5) 道路特定事業における整備項目	
3. 地区別の道路特定事業計画	7
(1) 樟葉駅周辺地区	7
(2) 枚方市駅・枚方公園駅周辺地区	13
(3) 長尾駅・藤阪駅周辺地区	19
4. 規制等による歩道等のバリアフリー化について	25
5. 事業の実施に際し配慮すべき事項	26

1. 道路特定事業計画策定の背景と趣旨

枚方市では、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、「だれもが安全・快適に安心して移動できる、魅力と活気にあふれるまちづくり」を基本理念とした枚方市交通バリアフリー基本構想を平成17年3月に策定しました。

今後、道路管理者、公共交通事業者、公安委員会などは基本構想に基づき、それぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を実施していくことになります。

この道路特定事業計画は、基本構想で定めた重点整備地区3地区の特定経路のうち市道に関するバリアフリー化の整備計画を定めたものです。

2. 道路特定事業計画策定の目的と基本的な考え方

（１）交通バリアフリー法における道路特定事業計画の位置付け

交通バリアフリー法は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に向けて、旅客施設や駅前広場、周辺道路、車両などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進していく目的で平成１２年５月に制定され、１１月に施行されました。

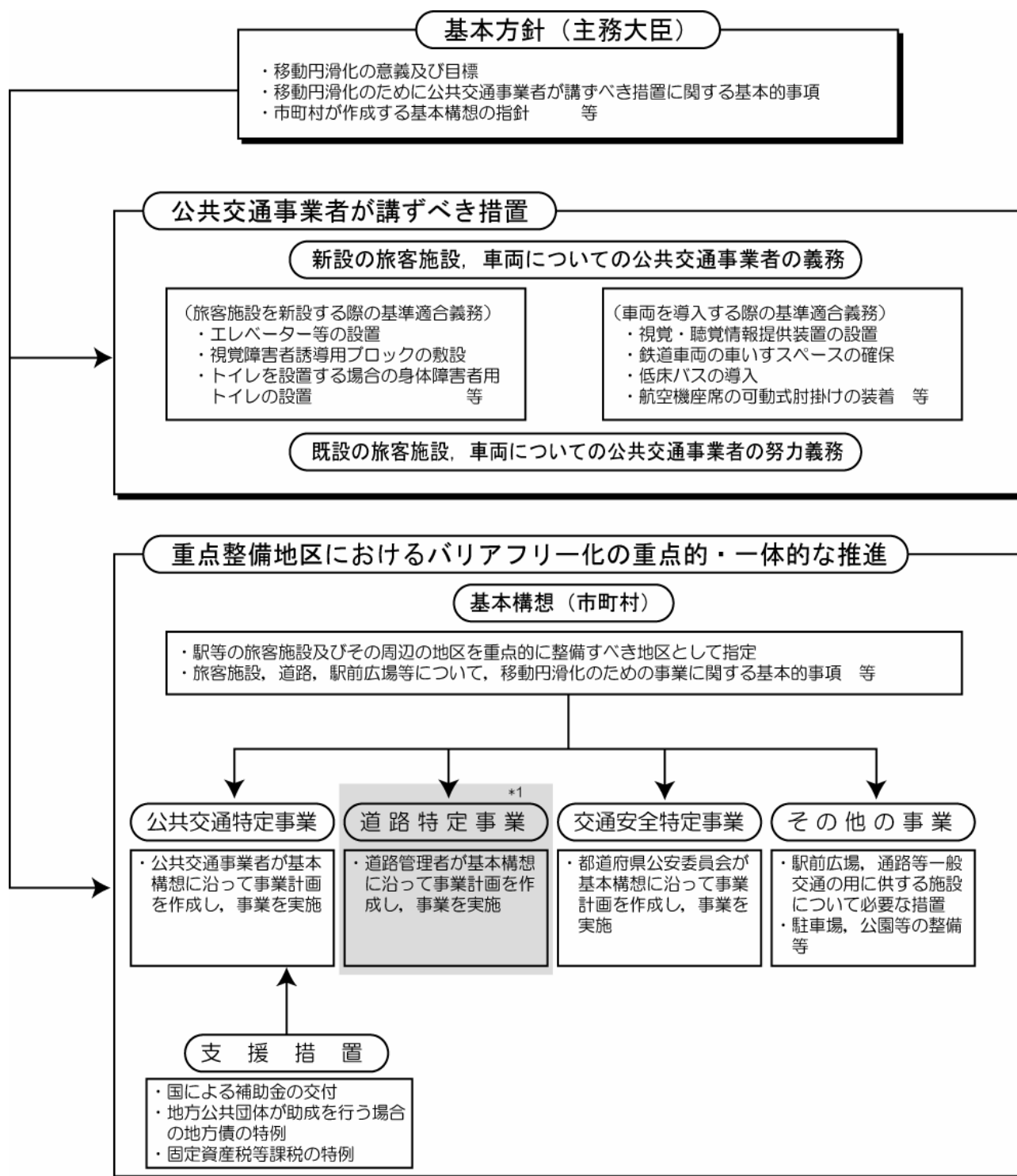
その法律に基づき市町村は基本構想を策定し、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設や駅前広場、周辺道路、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めることとされています。

道路特定事業計画とは、基本構想に沿って道路管理者が事業計画を作成し、実施する事業内容を定めるものです。

（２）計画策定の目的

枚方市では、「だれもが安全・快適に安心して移動できる、魅力と活気にあふれるまちづくり」を基本理念とした「枚方市交通バリアフリー基本構想」を平成１７年３月に策定しました。本事業計画は、この基本構想で定めた重点整備地区の特定経路のうち市道部分を対象として具体的なバリアフリー化の整備計画を示したものです。

図 交通バリアフリー法の仕組み



*1 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）第10条第1項

第10条 第6条第1項の規定により基本構想が策定されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を策定し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

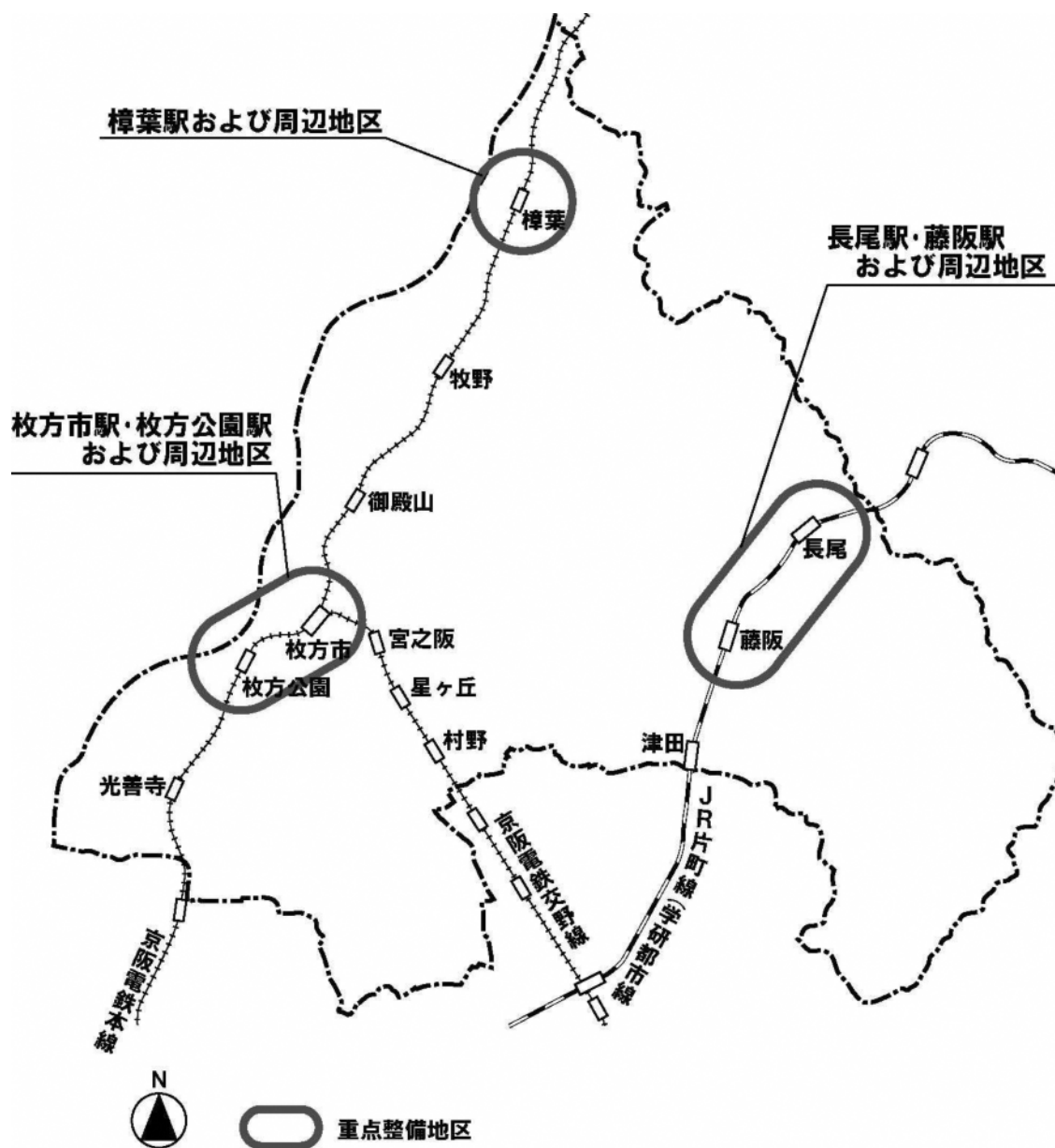
(3) 計画対象地区

道路特定事業計画の計画対象地区は、枚方市交通バリアフリー基本構想で選定した重点整備地区3地区を対象としています。

表 道路特定事業計画対象地区

地区	面積 (ha)	駅名
樟葉駅および周辺地区	25 ha	京阪 樟葉駅
枚方市駅・枚方公園駅および周辺地区	116 ha	京阪 枚方市駅・枚方公園駅
長尾駅・藤阪駅および周辺地区	62 ha	JR 長尾駅・藤阪駅

図 平成16年度交通バリアフリー基本構想策定地区（5駅3地区）



（４）事業計画策定の基本的な考え方

１）事業計画が対象とする道路

本事業計画において対象とする道路は、基本構想で定めた特定経路のうち市道に該当する道路とします。

２）整備項目

各地区における整備項目は、基本構想に示された整備項目のうち障害物の撤去等を除く項目について、現況調査に基づき改良が必要な項目または現在整備中の項目としました。

なお、整備項目は、事業実施の詳細設計の段階で内容変更する場合があります。

３）整備の実施予定時期

対象とした道路における整備項目の実施予定時期は、２０１０年（平成２２年）を目標年次とします。

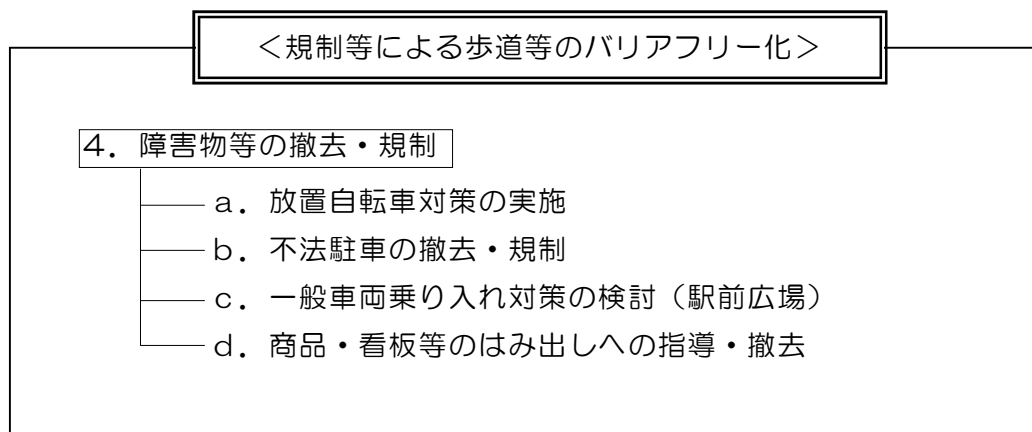
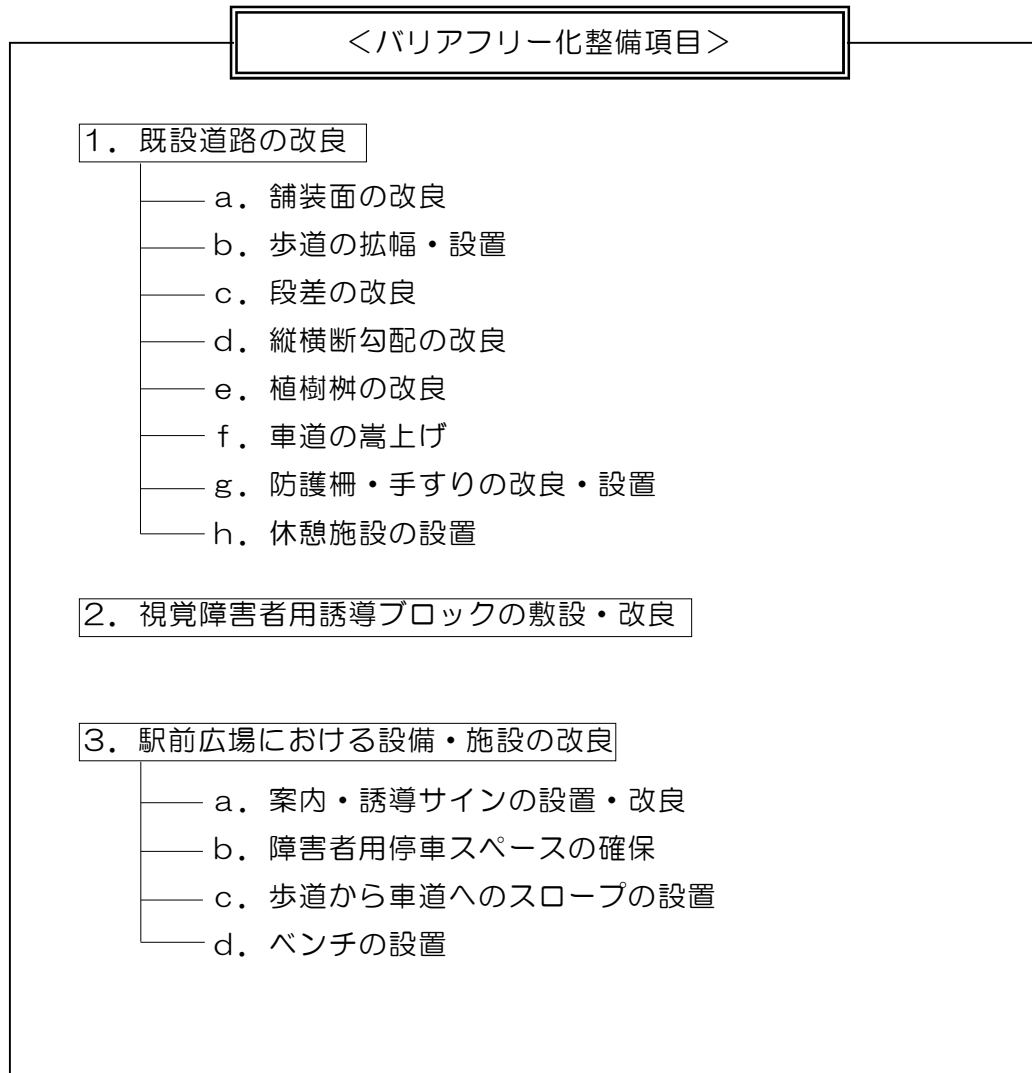
また、実施予定時期を早期の整備が可能な第Ⅰ期（～２００７年度末）とそれ以降（２０１０年度まで）の第Ⅱ期に分けて示すものとします。

ただし、実施予定時期は、財政的な問題や関係機関との協議により変更する場合があります。

（５）道路特定事業における整備項目

この道路特定事業計画は、枚方市交通バリアフリー基本構想に示された道路に関する基本方針及び整備項目に基づいて検討を行っています。

歩道等のバリアフリー化を進めるための整備項目は次の通りです。



3. 地区別の道路特定事業計画

(1) 樟葉駅周辺地区

<バリアフリー化整備項目>

1. 既設道路の改良

- a. 舗装面の改良
- b. 段差の改良
- c. 縦横断勾配の改良
- d. 植樹柵の改良
- e. 車道の嵩上げ

2. 視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良

3. 駅前広場における設備・施設の改良

- a. 案内・誘導サインの設置・改良
- b. 障害者用停車スペースの確保
- c. 歩道から車道へのスロープの設置

<規制等による歩道等のバリアフリー化>

4. 障害物等の撤去・規制

- a. 放置自転車対策の実施
- b. 不法駐車 of 撤去・規制
- c. 一般車両乗り入れ対策の検討（駅前広場）
- d. 商品・看板等のはみ出しへの指導・撤去

地区 樟葉駅周辺地区



計画対象区間

地区 樟葉駅周辺地区

凡例（主要施設）

- 旅客施設（鉄道）
- 官公庁施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化・レクリエーション施設等
- 都市公園
- 公益サービス施設
- 商業施設



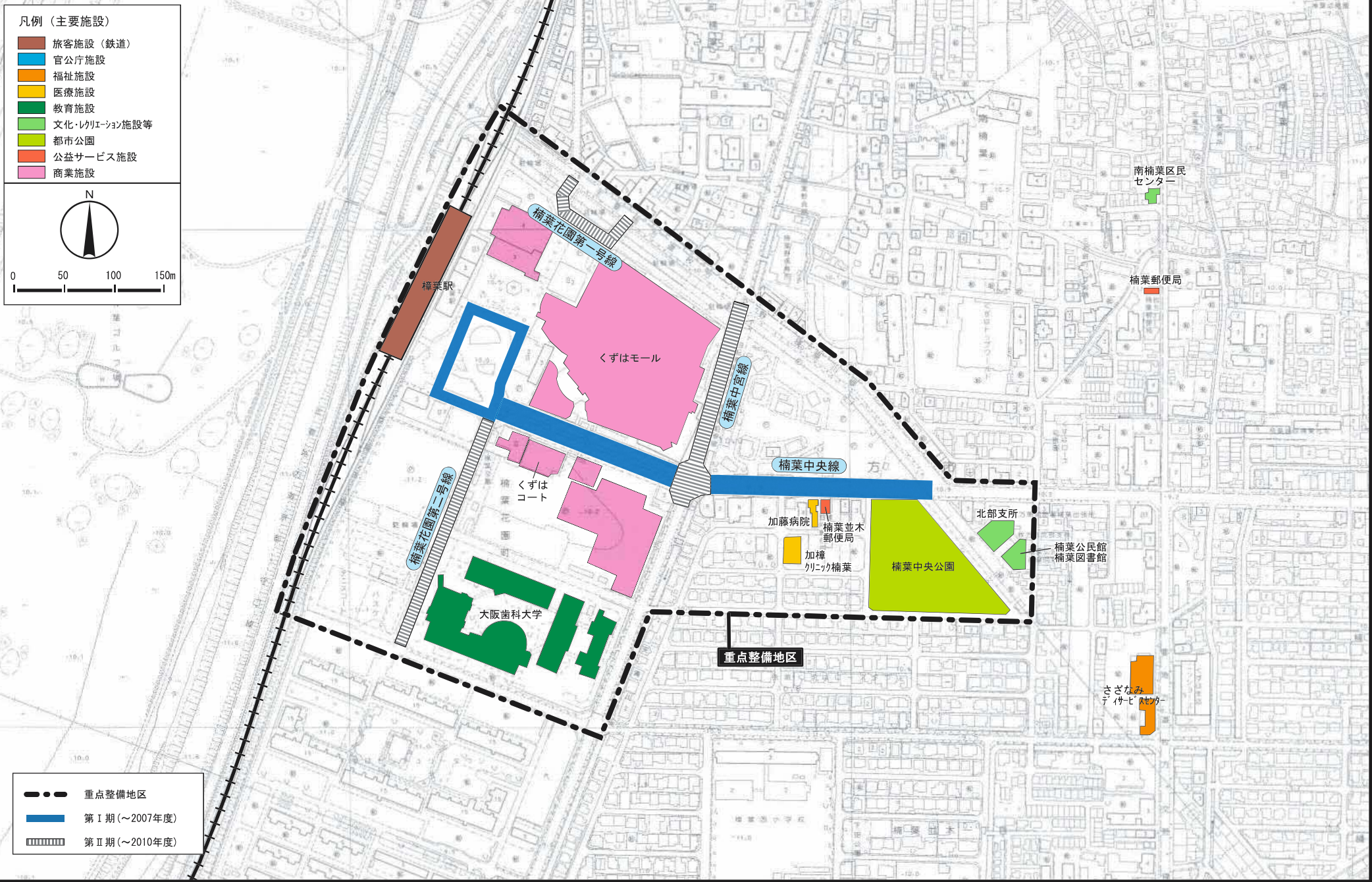
0 50 100 150m



- 重点整備地区
- 計画対象区間
- 特定経路

実施予定時期

地区 樟葉駅周辺地区



樟葉駅周辺地区

路線名	改良の内容	実施予定時期		備考
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	
		～2007 年度	～2010 年度	
樟葉駅前広場 (楠葉中央線)	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・植樹柵の改良	○		
楠葉花園第1号線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・植樹柵の改良		○	
楠葉花園第2号線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・横断歩道部のカーブ半径の縮小 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・植樹柵の改良 ・車道の嵩上げ		○	
楠葉中宮線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・横断勾配の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・車道の嵩上げ		○	
楠葉中央線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・横断勾配の改良 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・植樹柵の改良	○		
	・車道の嵩上げ		○	

(2) 枚方市駅・枚方公園駅周辺地区

<バリアフリー化整備項目>

1. 既設道路の改良

- a. 舗装面の改良
- b. 段差の改良
- c. 縦横断勾配の改良
- d. 植樹樹の改良
- e. 車道の嵩上げ
- f. 防護柵・手すりの改良・設置

2. 視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良

3. 駅前広場における設備・施設の改良

- a. 案内・誘導サインの設置・改良
- b. 障害者用停車スペースの確保
- c. 歩道から車道へのスロープの設置
- d. ベンチの設置

<規制等による歩道等のバリアフリー化>

4. 障害物等の撤去・規制

- a. 放置自転車対策の実施
- b. 不法駐車等の撤去・規制
- c. 商品・看板等のはみ出しへの指導・撤去

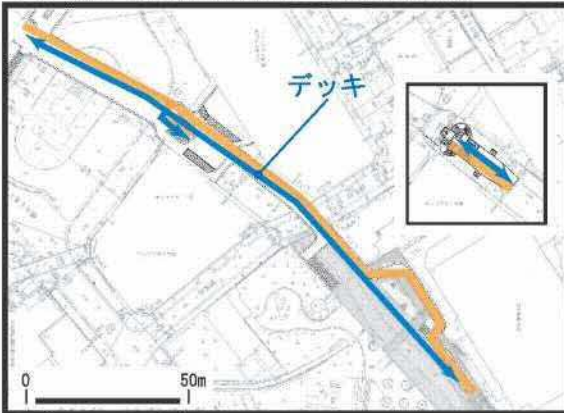
地区 枚方市駅・枚方公園駅
周辺地区

計画対象区間

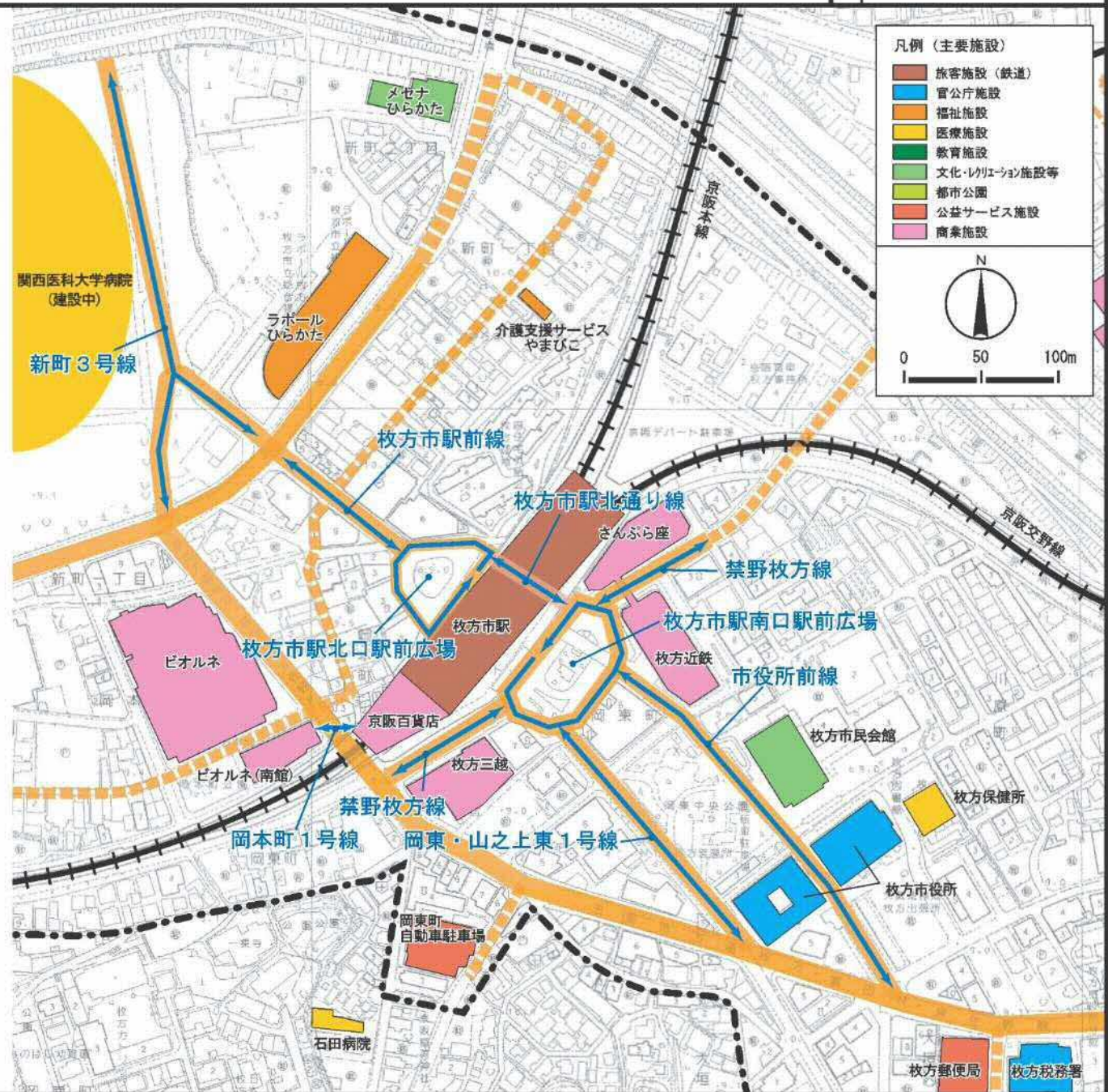
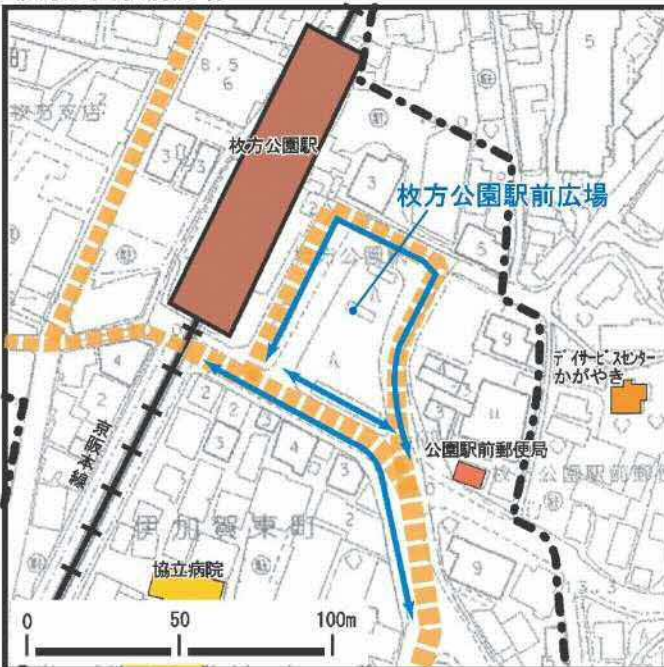
地区 枚方市駅・枚方公園駅
周辺地区

- 重点整備地区
- 計画対象区間
- 特定経路
- 準特定経路

デッキ部（枚方市駅南口～枚方市役所）



枚方公園駅前広場



交通バリアフリー特定経路における整備箇所・整備項目

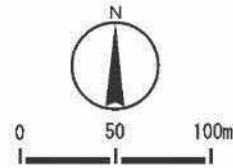
地区 枚方市駅・枚方公園駅
周辺地区

整備箇所凡例

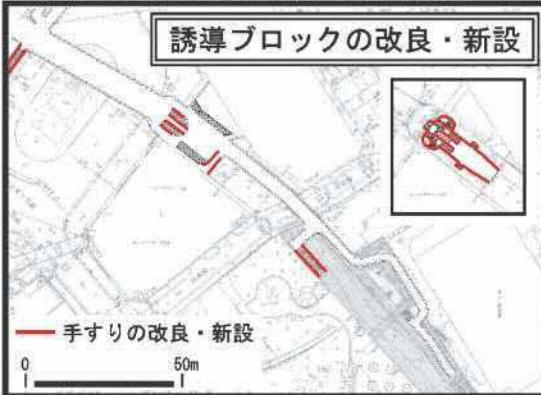
- 歩道等
- 交差点
- 車道の嵩上げ
- 歩道の拡幅・設置
- 舗装面の改良

特定経路凡例

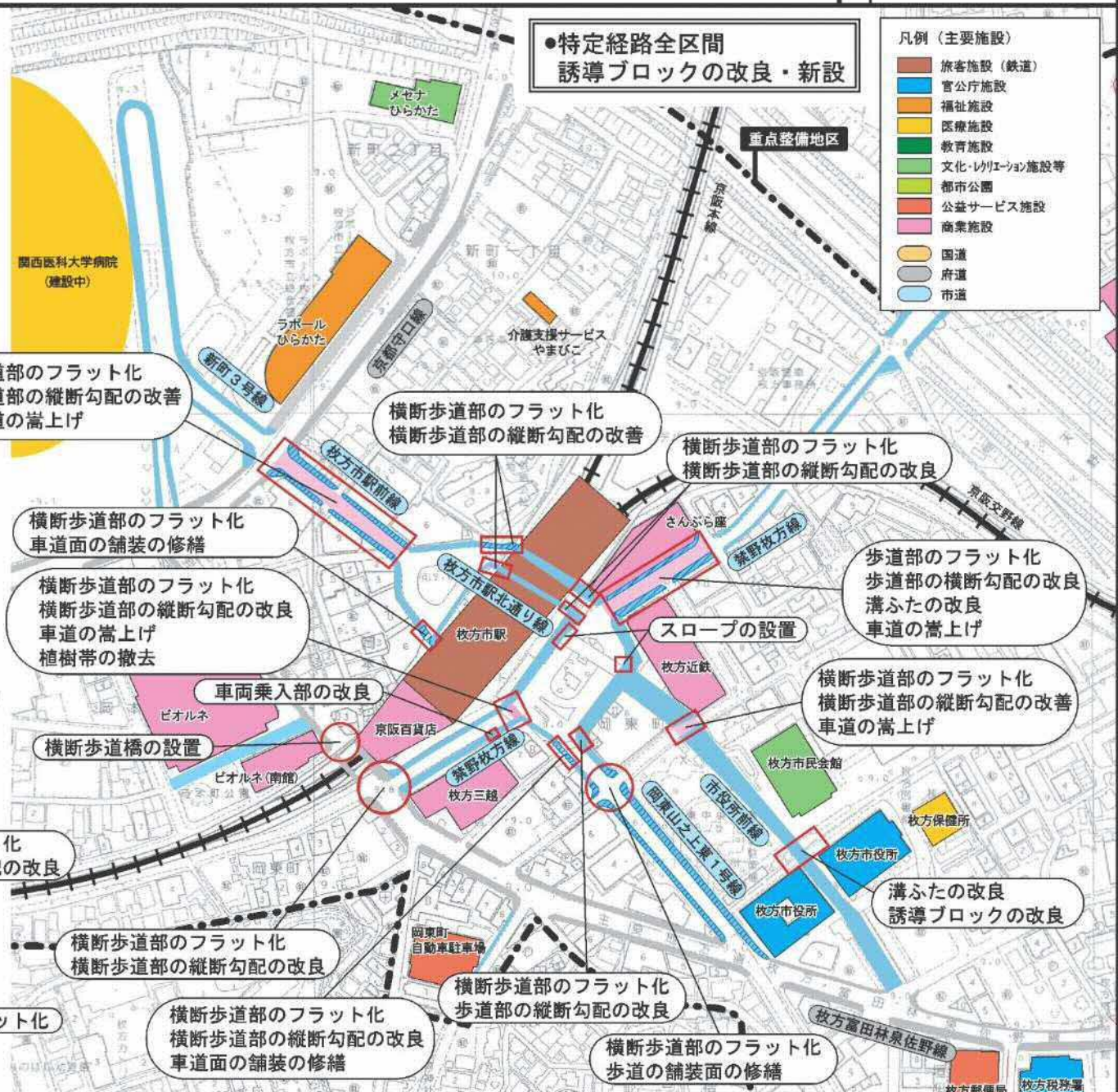
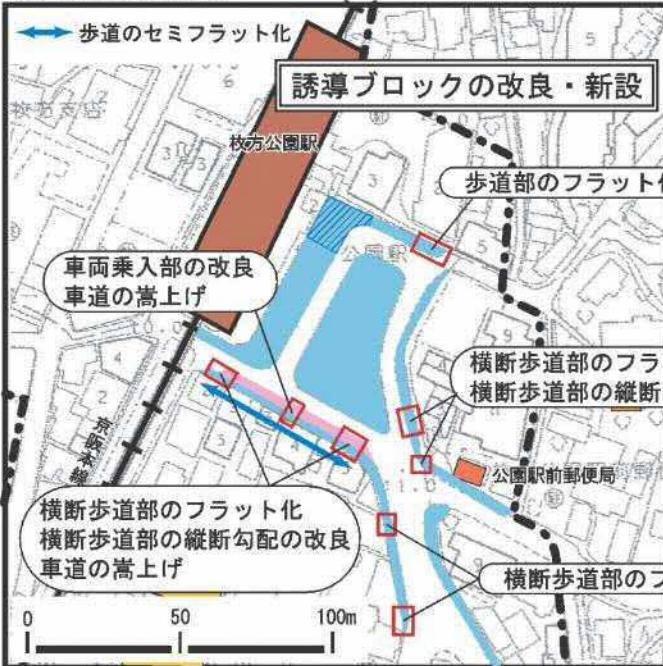
- 国道
- 府道
- 市道



デッキ部（枚方市駅南口～枚方市役所）



枚方公園駅前広場



凡例（主要施設）

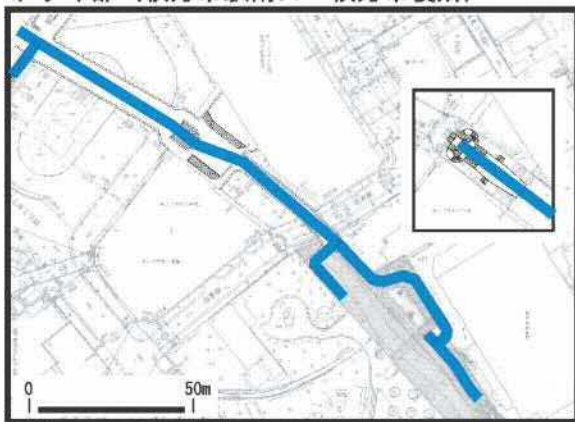
- 旅客施設（鉄道）
- 官公庁施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 教育施設
- 文化・レクリエーション施設等
- 都市公園
- 公益サービス施設
- 商業施設
- 国道
- 府道
- 市道

実施予定時期

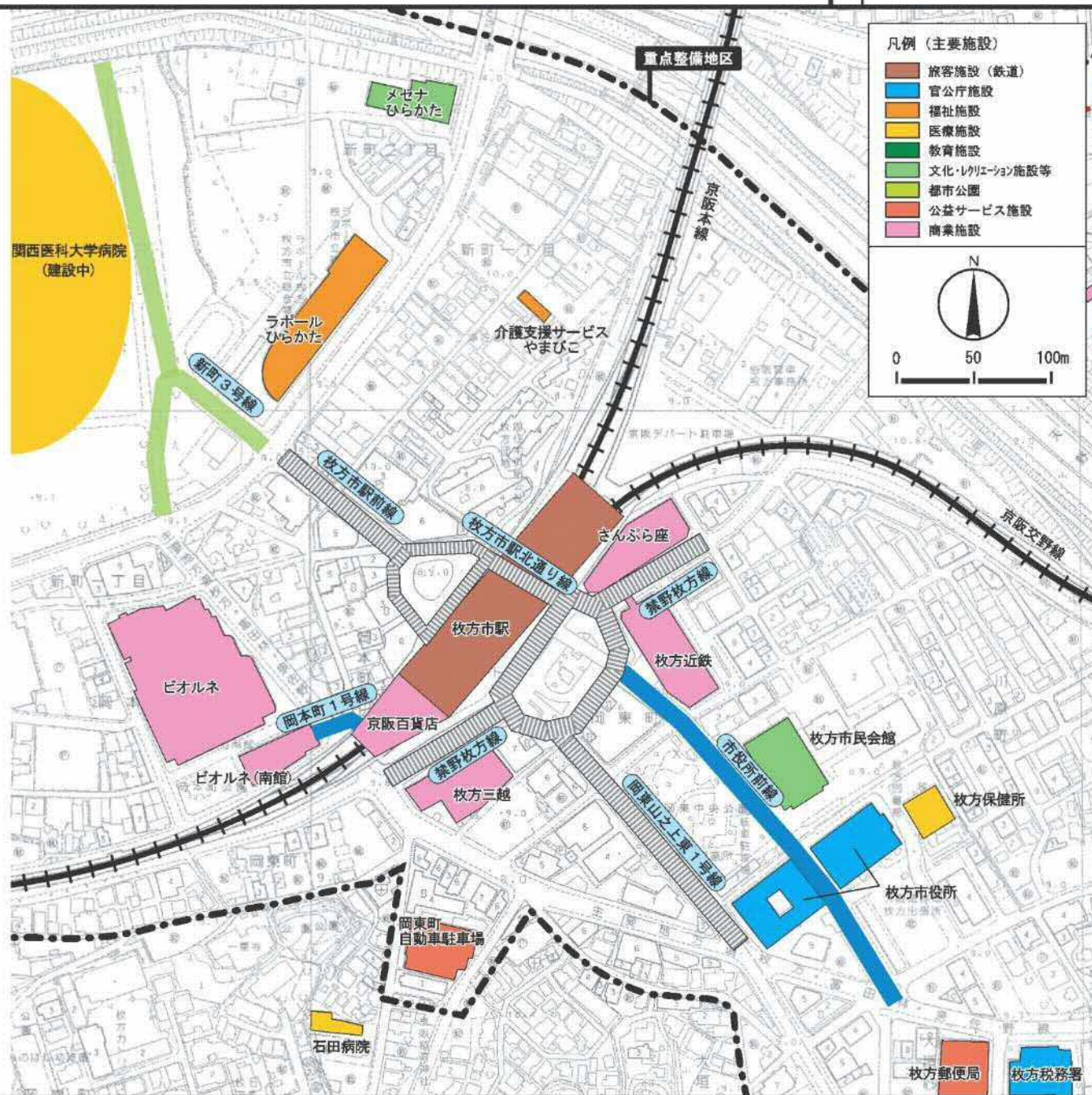
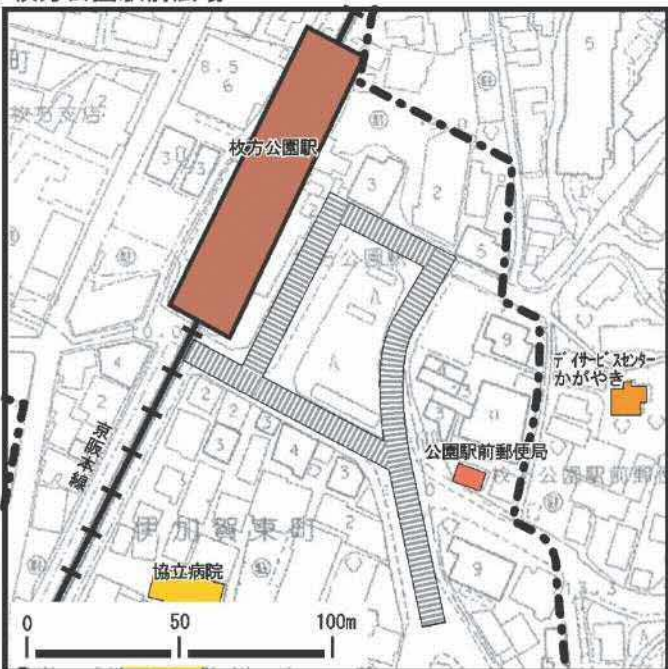
地区 枚方市駅・枚方公園駅
周辺地区



デッキ部(枚方市駅南口～枚方市役所)



枚方公園駅前広場



枚方市駅・枚方公園駅周辺地区

路線名	改良の内容	実施予定時期		備考
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	
		～2007 年度	～2010 年度	
枚方市駅北口 駅前広場 (枚方市駅前線)	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・溝ふたの改良 ・スロープの設置		○	
枚方市駅南口 駅前広場 (禁野枚方線・市役 所前線・岡東山之上 東 1 号線)	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・車止めの撤去 ・スロープの設置 ・車道の嵩上げ		○	
枚方市駅前線	・横断歩道部のフラット化 ・横断勾配の改良 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・溝ふたの改良 ・車道の嵩上げ		○	早期の整備 を図る
枚方市駅北通り線	・視覚障害者用誘導ブロックの改良		○	
禁野枚方線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・横断勾配の改良 ・車両乗入部の改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・溝ふたの改良 ・車道の嵩上げ		○	
岡東山之上東 1 号線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・溝ふたの改良		○	
市役所前線	・舗装面の改良 ・横断歩道部のフラット化 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・溝ふたの改良 ・防護柵の設置	○		
市役所前線 (デッキ)	・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・2 段手すりの設置	○		
岡本町 1 号線	・横断歩道橋の設置	○		
枚方公園駅前広場 (枚方新香里線)	・舗装面の改良 ・溝ふたの改良 ・視覚障害者用誘導ブロックの改良 ・車道の嵩上げ		○	

(3) 長尾駅・藤阪駅周辺地区

<バリアフリー化整備項目>

1. 既設道路の改良

- a. 舗装面の改良
- b. 歩道の拡幅・設置
- c. 段差の改良
- d. 縦横断勾配の改良
- e. 植樹柵の改良
- f. 休憩施設の設置

2. 視覚障害者用誘導ブロックの敷設・改良

3. 駅前広場における設備・施設の改良

- a. 案内・誘導サインの設置・改良
- b. 障害者用停車スペースの確保
- c. 歩道から車道へのスロープの設置
- d. ベンチの設置

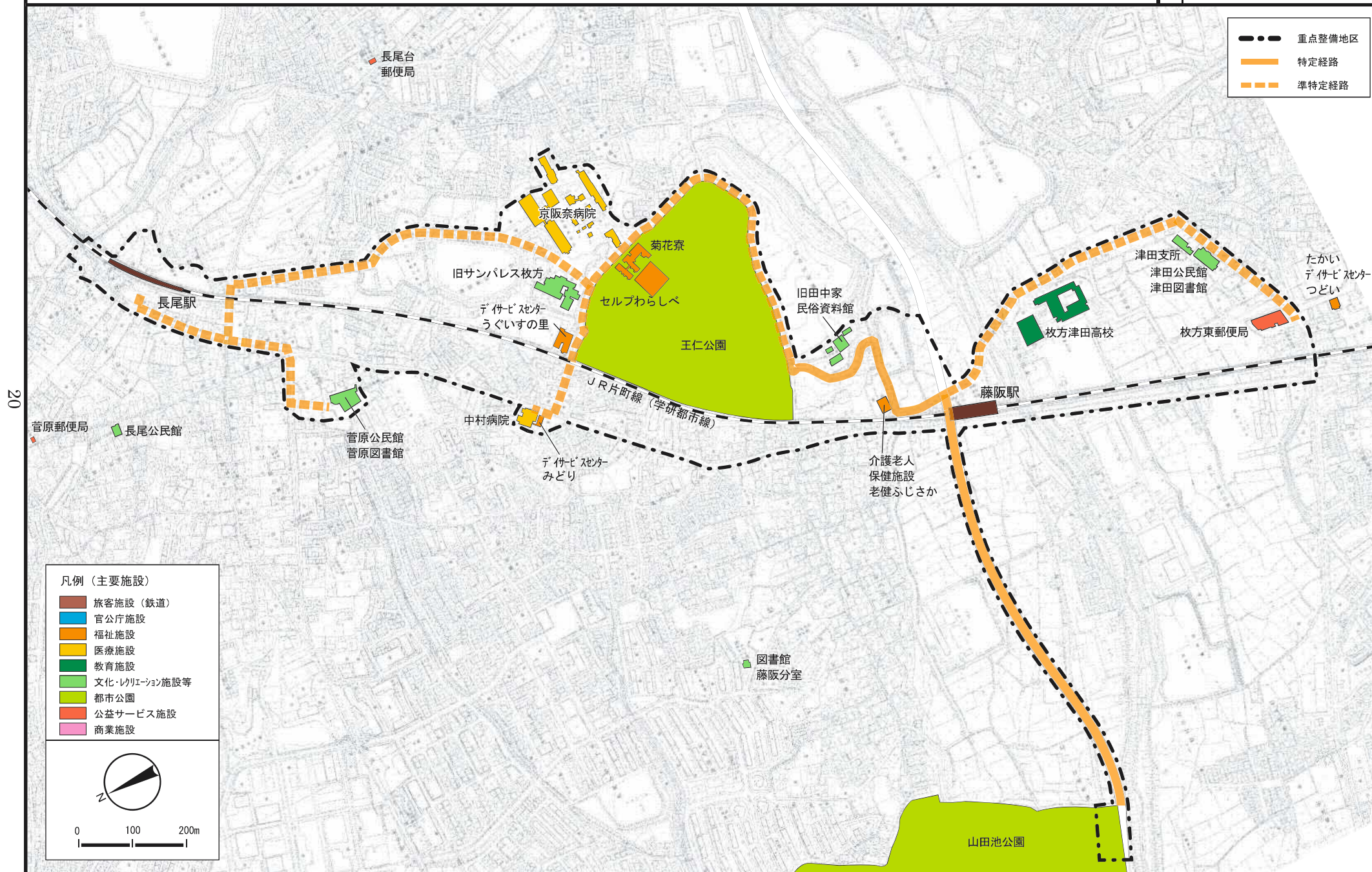
<規制等による歩道等のバリアフリー化>

4. 障害物等の撤去・規制

- a. 放置自転車対策の実施
- b. 不法駐車 of 撤去・規制
- c. 一般車両乗り入れ対策の検討（駅前広場）
- d. 商品・看板等のはみ出しへの指導・撤去

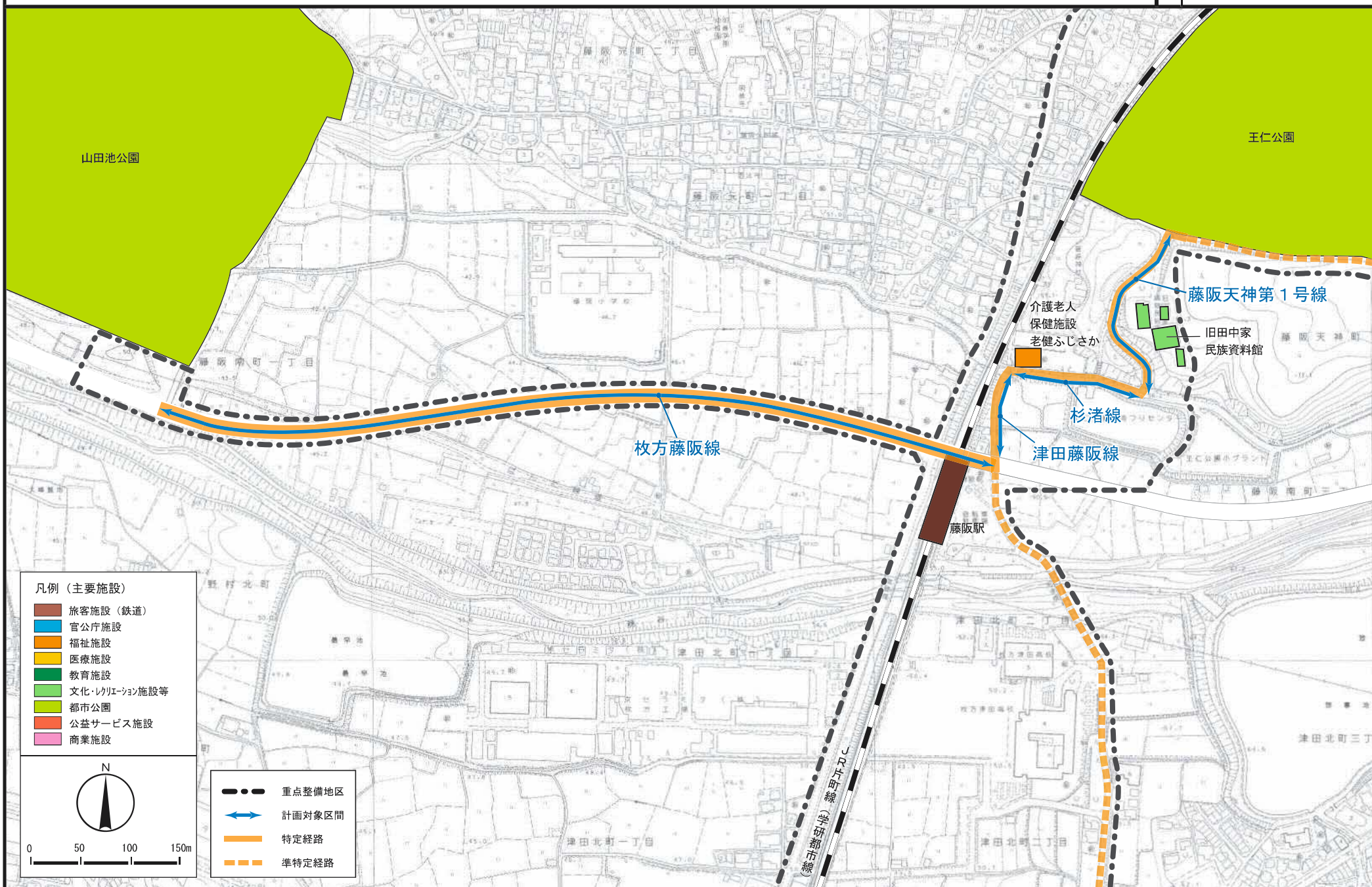
交通バリアフリー重点整備地区及び特定経路・準特定経路

地区 長尾駅・藤阪駅
周辺地区



計画対象区間

地区 長尾駅・藤阪駅
周辺地区



地区 長尾駅・藤阪駅
周辺地区



長尾駅・藤阪駅周辺地区

路線名	改良の内容	実施予定時期		備考
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	
		～2007 年度	～2010 年度	
津田藤阪線	- 歩道の設置 - 溝ぶたの改良 - 視覚障害者用誘導ブロックの改良		○	
杉渚線	- 舗装面の改良 - 横断歩道部のフラット化 - 視覚障害者用誘導ブロックの改良 - 植樹柵の改良		○	
藤阪天神第1号線	- 舗装面の改良 - 歩道の拡幅 - 横断歩道部のフラット化 - 車両乗入部の改良 - 視覚障害者用誘導ブロックの改良 - 植樹柵の改良 - 溝ぶたの改良 - 休憩施設の設置		○	
枚方藤阪線	- 舗装面の改良 - 横断歩道部のフラット化 - 縦断勾配の改良 - 視覚障害者用誘導ブロックの改良		○	

4. 規制等による歩道等のバリアフリー化について

（１）駐輪車両の規制及び撤去について

道路上の駐輪車両については、駅周辺地区が放置禁止区域に設定されていますので、不法駐輪車両の撤去による歩行空間の確保に努めていきます。

また、商業店舗前などの駐輪車両については、商業事業者等へ協力を求めながら撤去に関して指導を行うとともに市民への啓発を進めます。

5. 事業の実施に際し配慮すべき事項

本事業計画は、2010年（平成22年）を目標年次として、平成16年度の「枚方市交通バリアフリー基本構想」に示された重点整備地区内の特定経路の市道についての整備計画を示すものです。

道路等のバリアフリー化事業については、特定経路として連続させてバリアフリー化を進めることが必要になります。そのための配慮すべき事項を下記に示します。

1) 特定経路における連続したバリアフリー化事業の推進のための協議

特定経路における連続したバリアフリー経路の整備を進めるために、問題点のある箇所について、枚方市が管理する道路の整備を継続して進めるとともに、交差点などについては、府道管理者、警察署など関係する行政機関との協議を行い、整合性のとれた整備計画の策定・実施を行います。

2) 駅前広場におけるバリアフリー化事業推進のための協議

駅前広場における案内・誘導サインの設置・改良、障害者用停車スペースの設置、ベンチの設置、一般車両乗り入れ対策の検討などについては、関係機関と協議を進め、協議が整った時点で事業を実施していきます。

3) 整備・改良における当事者の意見の反映

整備計画案に基づく改良案、整備の実施において、必要に応じてできる限り当事者の意見を反映し、より使いやすい施設整備を目指します。

4) ソフト施策に関する関係者との協議

特定経路における不法駐輪、不法駐車、看板・商品のはみ出しなどの問題については、不法駐輪車両の撤去などこれまで取り組んできた事業の継続的实施を行うとともに、商業事業者等へも協力を求め新たな施策や啓発について協議、検討を進めます。